

**魅力ある夜間景観の形成に向けた社会実験実施及びあり方（案）作成業務に係る
公募型プロポーザル手続き開始の公示**

令和 7 年 8 月 1 5 日

次のとおり提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

- (1) 業務名
魅力ある夜間景観の形成に向けた社会実験実施及びあり方（案）作成業務
- (2) 委託期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで
- (3) 業務内容
別紙「魅力ある夜間景観の形成に向けた社会実験実施及びあり方（案）作成業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに。
- (4) 概算事業費
本業務に係る費用は、次のとおりとする。
20,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。
- (5) 受託業者の選考方法
公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。
公募型プロポーザル手続き等の詳細については、「魅力ある夜間景観の形成に向けた社会実験実施及びあり方（案）作成業務 公募型プロポーザル説明書」（以下「説明書」という。）による。

2 参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 及び広島市契約規則第 2 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第 19 条第 3 項の規定による公表が現に行われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。

3 説明書、仕様書等の配布方法

説明書、仕様書等は、本市のホームページ【<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>】のフロントページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「電子入札」→「調達情報公開システム」の「一般公開

用」→「調達情報公開システムに掲載されないプロポーザル・コンペの案件情報」→「令和7年度」からダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和7年9月16日（火）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配布場所

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市都市整備局都市計画課都市デザイン係

T E L 082-504-2277（直通）

F A X 082-504-2512

E-mail urban-d@city.hiroshima.lg.jp

4 参加申込受付

(1) 申込期間

公示日から令和7年9月3日（水）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

前記3(2)に同じ。

(3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）を作成し、前記3(2)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

令和7年9月5日（金）までに参加資格確認結果を通知する。

5 質問の受付と回答

(1) この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和7年8月26日（火）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 受付場所 前記3(2)に同じ。

ウ 受付方法 質問書（様式2）に記入の上、電子メール又はFAXいずれかの方法で提出すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答するとともに、前記3(2)において、令和7年9月16日（火）までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するものとし、本市のホームページにも掲載する。

6 提案書の提出期限、提出場所等

(1) 提出期限 令和7年9月16日（火）午後5時15分まで

- (2) 提出場所 前記 3(2)に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

7 受託候補者の特定

- (1) 提案書の審査は、魅力ある夜間景観の形成に向けた社会実験実施及びあり方（案）作成業務プロポーザル審査委員会が行う。
- (2) 審査基準
説明書 別紙「受託候補者特定基準」による。
- (3) 審査結果の通知
審査結果は、全ての参加者に、書面により通知する。

8 その他

- (1) 契約保証金
契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。
ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
イ 過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (2) 企画提案及び契約手続き等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (3) その他
詳細は説明書による。